

東京都建設発生土再利用センター 利 用 要 領

[平成20年度改定版]

(財) 東京都新都市建設公社

東京都建設発生土再利用センター利用要領

平成 7 年 4 月 1 日 制 定
平成 20 年 4 月 1 日 一部改定

1 利用場所・利用に関する問合せ（利用申請・利用券の交付等、改良土・建設発生土の搬出入）

東京都建設発生土再利用センター（以下「再利用センター」という。）
〒135-0065 江東区青海 2 丁目地先 中央防波堤内側埋立地
TEL 03 (3520) 0982 FAX03 (3520) 0827

財団法人 東京都新都市建設公社 下水道部再資源利用課
〒192-0033 八王子市高倉町 49 番地 3
TEL 042 (648) 9385 FAX042 (648) 9431
URL: <http://www.shintoshi.or.jp/>

2 利用日時等

(1) 土砂の搬出入

	利用時間帯	昼 間	夜 間
月 日		8:30～17:00	22:00～5:00
利 用 日		月曜日～土曜日	
休 業 日		日曜日、祝日（振替日含む。） 8月13日～16日、12月28日～1月4日、 その他定める日	

(2) 利用申請・利用券の交付等

受 付 日 時	月曜日～金曜日 9:00～17:00
---------	--------------------

3 利用対象工事及び受入基準

(1) 利用対象工事 再利用センターから 30km（半径）の範囲内の都関連工事のうち、建設発生土を持ち込むとともに普通土、第二種改良土のいずれかを持ち出す工事。

(2) 受入基準

① 土壌汚染対策法の指定区域※1、ダイオキシン類対策特別措置法の対策地域※2に該当する工事からの受入はできません。

※1 土壌汚染対策法の指定地域については、東京都環境局のホームページで確認ができます。

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/chem/dojyo/dojyo04.htm>

※2 ダイオキシン対策特別措置法の対策地域については、東京都環境局のホームページで確認ができます。

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/chem/dojyo/index.htm>

- ② 「土壤汚染対策法施行規則」及び「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準」に示す有害物質が含まれていない建設発生土であること（利用申請時、【別紙】「有害物質に関する土質検定試験書・土質調査書提出基準」に基づいて土質検定試験書または土質調査書を提出してください。）。
- ③ 廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くず、金属くず、廃塩化ビニル、瓦、廃プラスチックなど）と分別し、これらが混入していない建設発生土であること。
- ④ 受入土質及び土質区分は、下表に合致すること。

土 質 区 分※1	受 入 土 質
第一種建設発生土	砂質土
第二種建設発生土	砂質土・改良土※2
第三種建設発生土	砂質土・粘性土・火山灰質粘性土（関東ローム）・改良土※2
第四種建設発生土	火山灰質粘性土（関東ローム）

※1 土質区分は、「発生土利用基準について」（平成18年8月10日付国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）の表—1及び表—2によります。

※2 改良土は、石灰系材料の安定処理材を使用したものに限り受入れます。

※ 地盤改良材（セメント系、珪酸塩系等）が含まれているものは受入できません。

- ⑤ 高含水比ではなく、悪臭のしない建設発生土であること。

※ 含水比の判断は、当分の間、第四種建設発生土以上を対象とすることから、火山灰質粘性土（関東ローム）であって、通常の施工性が確保されるか疑わしい場合、地山状態でコーン指数を測定し、200kN/m²以上であることを確認するものとします。

4 利用料金 ※振込手数料は利用者が負担します。

種 別	金 額	消費税額	合 計	備 考
発生土持込 [昼間] [夜間]	[地山1m ³ 当り] 3,300円	165円	3,465円	
	4,300円	215円	4,515円	
改良土持出 [昼間・夜間]	[ほぐし1m ³ 当り] 1,000円	50円	1,050円	センター荷渡し時単価
普通土持出 [昼間]	無 料			

なお、利用土量の算出については台貫で計量した重量(トン)を下表の比重で種別ごとに体積(m³)換算します。

種 別	比 重
発生土持込	1.8
改良土持出	1.5
普通土持出	1.65

[計算例] 夜間発生土持込、土量150m³の場合

4,300円 × 150m ³ = 645,000円 … 利用料金 [a]
215円 × 150m ³ = 32,250円 … 消費税額 [b]
[a] + [b] = 677,250円 … 振込金額

5 利用申請から完了までの手続き

(1) 予約及び利用申請

① 利用申請期間

工事契約締結後から再利用センター利用日の15日前まで。

② 利用申請方法

利用申請者(公共工事請負者=元請業者)は、工事契約締結後に発注者側の工事担当者から渡された**再利用センター利用予約書**[様式3]に必要事項を記入し、工事監督員の確認を受けた後、**再利用センター**へ **FAX**または郵送等で予約してください。

再利用センターは利用予約書を確認後、下記の書類を郵送します。

[ア] **再利用センター利用(変更)申請書** [様式4-1]

[イ] **再利用センター通行許可証発行申請書** [様式4-2-1]

[ウ] **再利用センター利用券発券申請書** [様式4-3-1]

[エ] **振込依頼書(緑色)**

利用申請者は②の[ア]～[ウ]に必要事項を記入し、工事監督員の確認を受けた後、**再利用センター**へ **FAX**してください。

③ 利用券等交付日の通知 *申請から交付まで2週間程度かかります。

再利用センターは[ア]～[ウ]を確認後、利用申請者へ利用券等の交付日を **FAX**で通知します。

④ 利用料金の支払方法

利用料金は **振込・前払制** です。[エ]へ **受付番号** ほか必要事項を記入し、利用券等交付当日の午前中までに支払願います。

⑤ 利用券等の受領

利用申請者は振込手続完了後、交付日またはそれ以降に[ア]～[ウ]と[エ]の控(領収書)〈いずれも**コピー不可**〉、**印鑑**を**再利用センターの受付窓口**へ持参してください。**受付番号**と**入金状況**を確認し、下記の書類を交付します。

[ア] **再利用センター利用券**(磁気カード)

(2) 利用券について

- ① 1 台の車両（ダンプトラック）が1回の運搬（搬出入）につき1枚の利用券を発券します。
- ② 発券申請は利用土量に応じて、**一括・分割** いずれかの方法が選択できます。
- ③ 利用券の有効期限は **利用期間** 内です。土工事の早まりや遅れを考慮して、利用期間を設定してください。また、期間内であっても利用土量分の**振込金額**を**超過**した利用はできません。
- ④ 利用申請に関する情報が記憶されています。出入口ゲートで機械処理するので、折り曲げたり汚したりせずに大切に保管してください。
- ⑤ 利用種別により、下記のとおり色分けしています。

発生土持込<青>	(土質検定試験書を提出した工事)
発生土持込<オレンジ>	(その他工事)
改良土持出<黄>	
普通土持出<緑>	
- ⑥ 第三者への譲渡はできません。
- ⑦ 以下の場合には **無効** として直ちに回収します。
〔ア〕有効期限が切れているもの。
〔イ〕譲り受けたもの。
〔ウ〕券面の記載事項を改変したもの。
〔エ〕そのほか不正な利用をしたとき。
- ⑧ 交付後は、いかなる理由があっても再発行しません。

(3) 利用変更

利用申請後に申請内容等を変更する場合、利用申請者は工事監督員の確認を受けた後 **再利用センター** へ下記の書類を提出してください。

- ① 期間の延長・短縮および利用土量を変更する場合
再利用センター利用(変更)申請書 [様式 4-1]
- ② 車両(ダンプトラック)を追加する場合
再利用センター通行許可証発券申請書 [様式 4-2-1]

(4) 利用完了

利用申請者は、速やかに工事監督員の確認を受けた後 **再利用センター** へ **再利用センター利用完了届** [様式 7-1] を提出するとともに、下記の交付書類を必ず返却してください。

〔ア〕 **再利用センター利用券** (未利用分)

※紛失の場合、実費負担となることがありますので、ご注意ください。

① 払戻申請

振込金の合計額 が完了時の **利用金額より多い** 場合は、すぐに**再利用センター利用料金払戻申請書** [様式 7-2] と**支払金銀行振込依頼書**を提出してください(申請

が遅れると払戻できない場合があります。)差額分を支払金銀行振込依頼書の指定口座へ払戻します。

② 不足分請求

振込金の合計額が完了時の**利用金額より少ない**場合は、不足分を請求します。再利用センターから請求書と振込依頼書が届いたら、至急、**支払手続**してください。

6 建設発生土の運搬について

利用申請者は建設発生土の搬出入に当っては、車両(ダンプトラック)及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、下記事項に留意して安全な運搬に必要な処置を講じてください。

(1) 車両の制限

運搬車両は国土交通省令で定める事項を表示し、積載重量の自重計を取り付けた車種を選定してください。なお、荷台枠の高さは大型車 60cm・小型車 40cm 以下とし、差枠・高枠車両は入場できません。

(2) 過積載防止

過積載車両は入場できません。積載量を厳守してください。

(3) 再利用センター内の利用方法

① 受入土質の確認

荷台をシート等で覆っている車両は、必ず入口ゲート前の駐車場で外してください。係員の検分の結果、**受入基準を満たさない建設発生土はそのまま持ち帰っていただきます。**また、工事現場内から建設発生土を搬出する際は、あらかじめ利用券に記載されている土質であるかどうかを確認してください。

② 入口ゲート[3機]

土砂止め(サイドゲート)が閉じていること確認して台貫へ乗り、サイドブレーキを引いて確実に停止します。読み取り装置(ボックス)の目的ボタンを押してから、利用券(1回の利用につき1枚必要)を挿入してください。

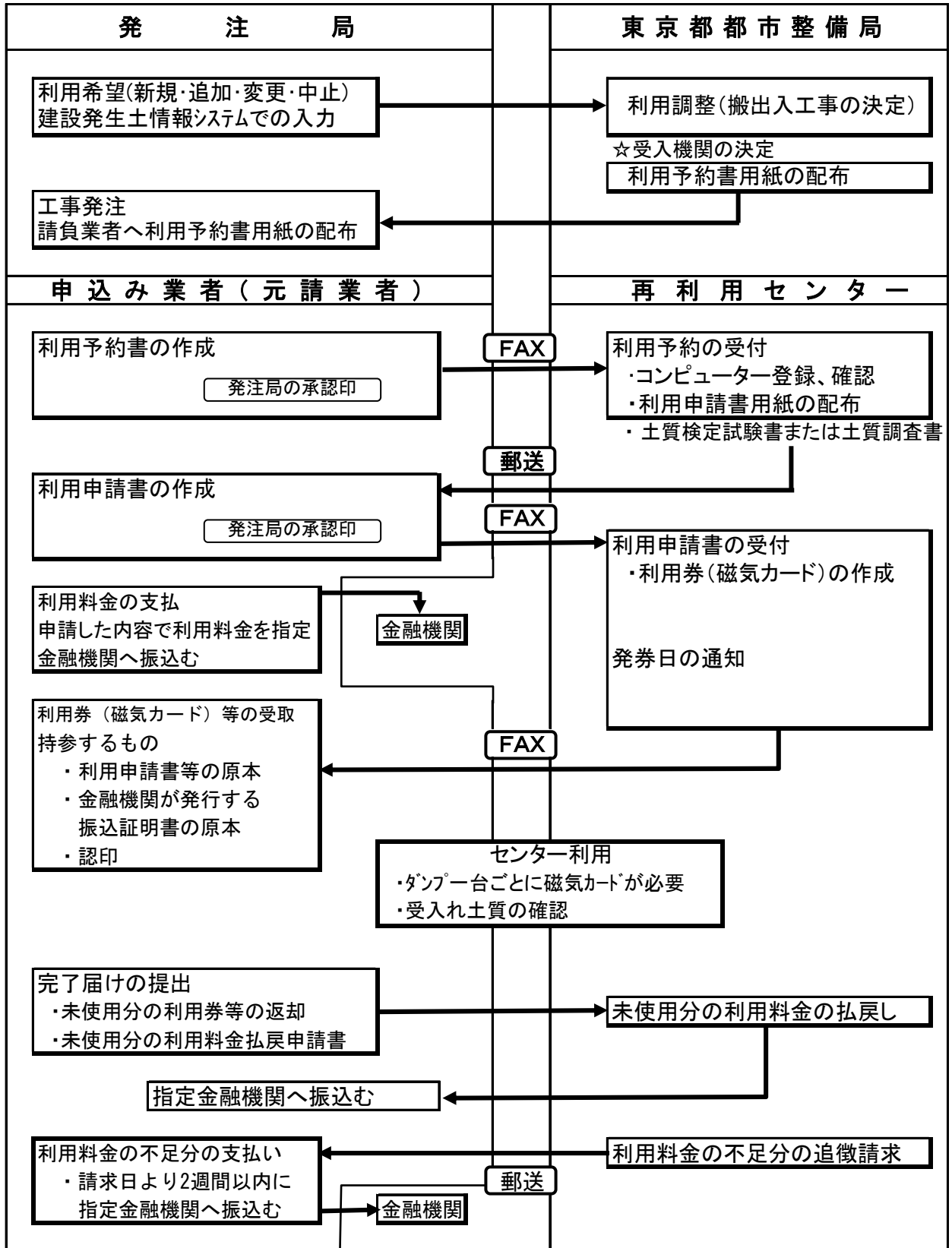
③ 運行ルート

利用券をチェックして入場が許可されると、ゲートと接続した電光表示器に利用施設番号等が表示されます。その際、読み取り装置から利用券を受け取り、指定のルートに従い利用施設へ運行してください。

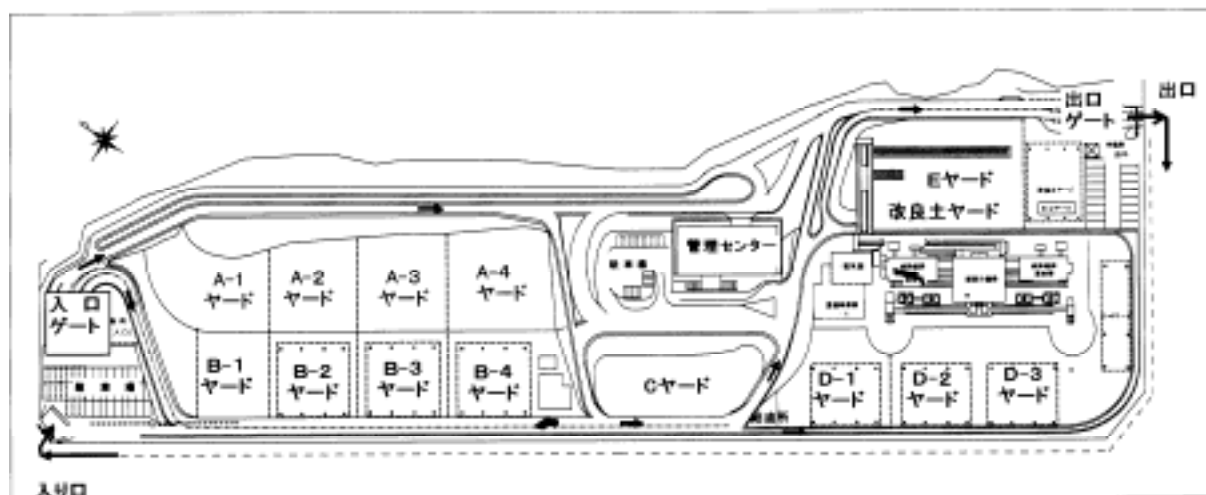
④ 出口ゲート[3機]

洗車場で車両やタイヤの洗浄を行った後、読み取り装置に利用券(入口ゲートで使用したもの)を挿入し、利用証明として発行した計量票を受け取って出場してください。なお、再利用センター入場後に利用券の内容と異なる利用をした場合はここでチェックを受けます。

再利用センターの利用手続きフロー



建設発生土再利用センター案内図



搬入車両（ダンプトラック）の利用順序

[入り口ゲート]

↓

台貫上で停止

↓

読み取り装置の目的ボタンを押して利用券を挿入

↓

電光表示器及び利用券に表示された利用施設番号のヤードへ

↓

* 戻った利用券は忘れずに受け取ってください

[各ヤード]

↓

持込土降ろし・改良土・普通土等積込

[出口ゲート]

読み取り装置に利用券を挿入し、計量票を受け取って出場

*計量票は再発行できませんので、大切に保管してください。

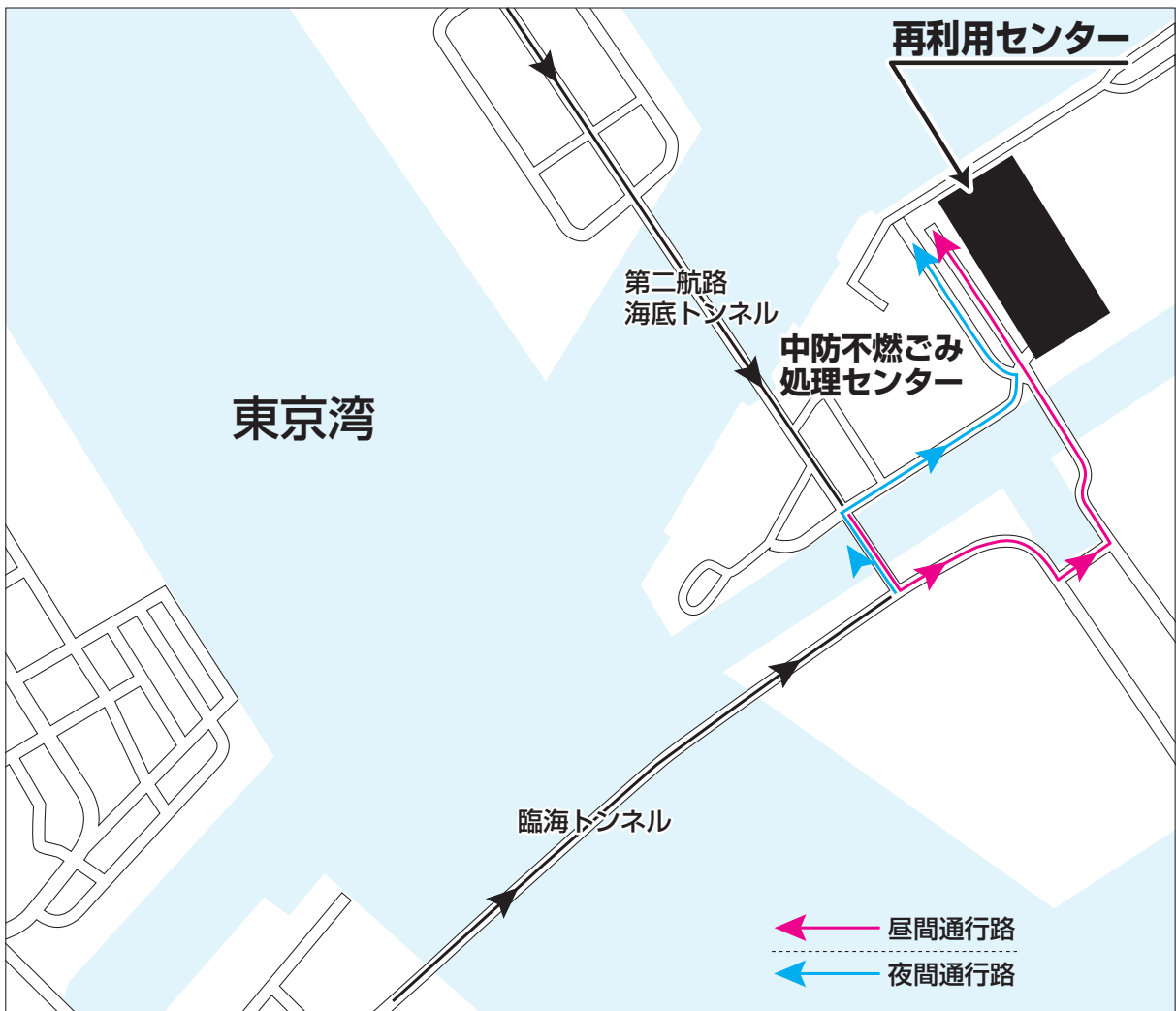
発注者各位

工事契約締結後は速やかに再利用センターへ予約するよう
工事請負者への指導をお願いします。

再利用センター案内図



再利用センター通行路



1 対象となる工事について

建設発生土を搬入する全ての工事が対象になります。

建設発生土の発生する工事場所、工事方法、工事規模等により、土質検定試験書または土質調査書を提出してください。

「有害物質の試験」とは、土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）別表第 2 及び同別表 3 による試験のことです。

「ダイオキシン類の試験」とは、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準（平成 14 年 7 月 22 日環境省告示第 46 号）による試験のことです。

(1) 土質検定試験書の提出

① 「有害物質の試験」・「ダイオキシン類の試験」提出対象工事

下記ア～エのいずれかに該当する工事とします。

ア ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設※1 の敷地及び跡地での工事

イ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）別表第 1 に掲げる工場及び同別表第 2 に掲げる指定作業場※2 の敷地及び跡地での工事

ウ 河川・港湾・湖沼から発生する水底土砂を搬入する工事

エ その他再利用センターが必要と認めた工事

※1 ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設については、東京都環境局のホームページで確認ができます。

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/kaizen/kisei/taiki/dxnlaw/top.htm>

※2 環境確保条例の工場・指定作業場については、東京都環境局のホームページで確認ができます。

http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/soumu/jyourei_2000/index.htm

② 「有害物質の試験」提出対象工事

下記ア～エのいずれかに該当する工事とします。

ア 1 件工事で、500m³以上の建設発生土を搬入する工事

イ 河川敷（跡地）での工事

ウ トンネル、シールド工事

エ その他再利用センターが必要と認めた工事

③ 内容

4-1 「有害物質の試験項目・基準値及び検定方法」及び4-2 「ダイオキシン類の試験項目・基準値及び検定方法」に基づき、土質検定試験を実施し、「土質検定試験書（様式 1）」及び「試料採取地位置図」を提出してください。

④ 試料採取方法

項 目	採 取 基 準 な ど
試料採取箇所	<p>[A] ① ア～ウ・②ア～ウについて 2,000m²ごとに1箇所とします。ただし、トンネルや管路等の工事は延長300mごとに1箇所とします。 ※ (例：面積7,500m²の場合は、3箇所) ※ (例：延長 800mの場合は、2箇所) 2,000m²または延長300m未満の場合、最低1箇所とします。</p> <p>[B] ① エ・②エについて 再利用センターが指示する箇所数とします。</p>
採取地点	<p>[A] 原則として、地表面(土層上面)より50cm前後から採取します。</p> <p>[B] ダイオキシンの採取地点は地表面(土層上面)より5cm前後から採取します。</p> <p>[C] トンネル工事の地中内の掘削工事の場合は、断面内またはその付近から採取します。</p>

(2) 土質調査書の提出

① 対象工事

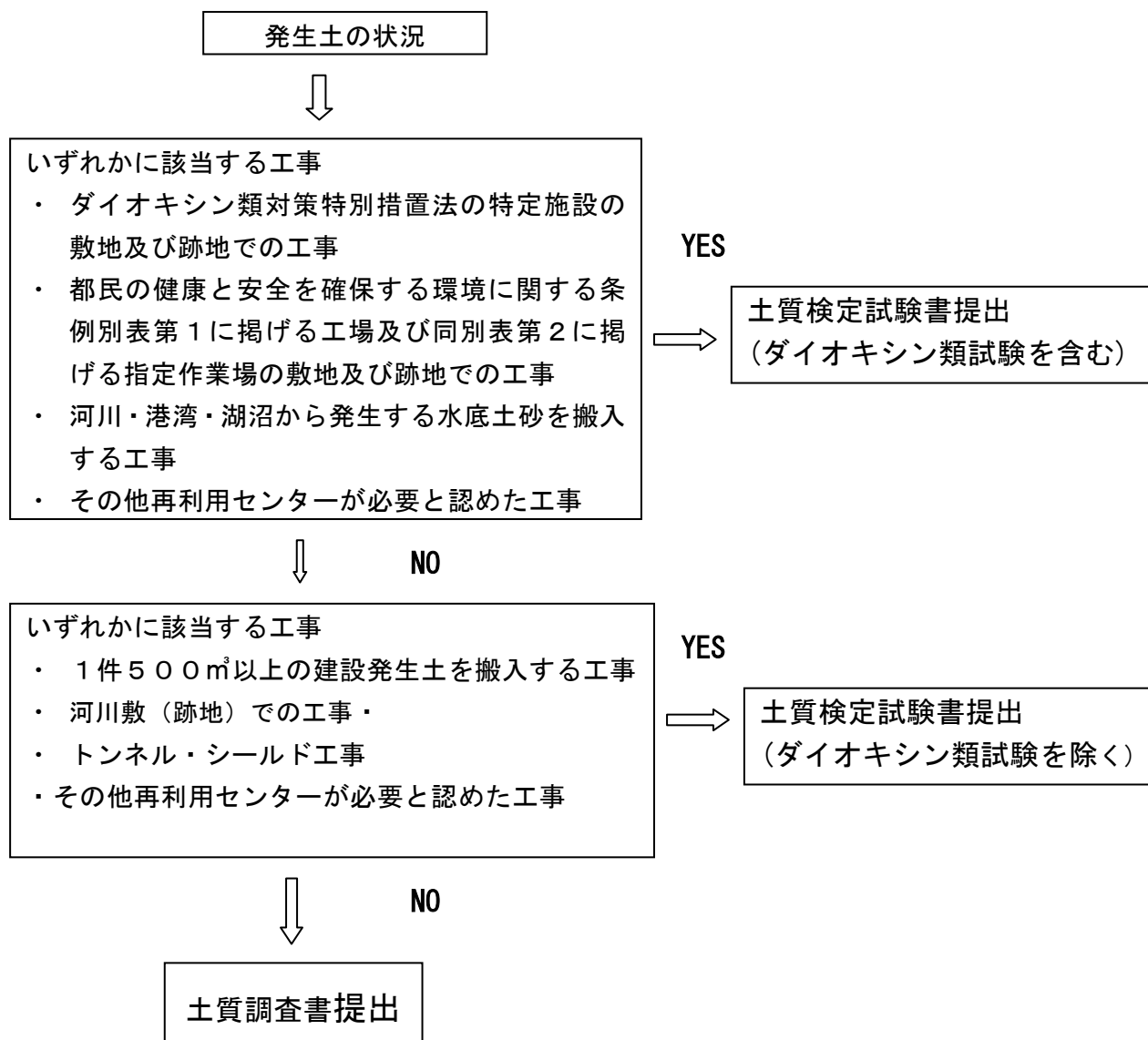
上記(1)①・②の全てに該当しない工事で、土地の利用、造成材料等の状況から、有害物質含有のおそれがないと思われ、土質検定試験の必要がない工事とします。

② 内容

土質検定試験は要しないが、工事発注部局の担当者が「土質調査書(様式2)」に、工事現場の状況等を記入して提出してください。

なお、土壤汚染対策法及び環境確保条例に基づき調査を行っている場合は、その写しを提出してください。また、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の施行に伴う都府地に係る土壤汚染対策について」(平成13年9月28日付13環改有第167号環境局長通知)に基づく事前協議を行っている場合は、その写しを提出してください。

土質検定試験書・土質調査書提出フロー



2 土質検定試験書・土質調査書の提出について

土質検定試験書・土質調査書は、建設発生土を再利用センターへ持込む前までに提出してください。

※ 土質検定試験書・土質調査書未提出の場合は「再利用センター利用券」を発券できません。

3 施工図面等の提出について

請負事業者は、検定試験を実施する前に施工図面等（施工距離（m）及び面積（m²）が判る図面）を再利用センターへ提出し、試料採取方法等の確認を受けてください。

4-1 有害物質の試験項目・基準値及び検定方法

有害物質の試験項目・基準値は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）別表第2及び同別表3によります。

検定方法は、平成15年環境省告示第18号及び平成15年環境省告示第19号によります。

<別表第2（第18条第1項関係）>

試験項目	単位	基準値	試験項目	単位	基準値
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.01以下	セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下
六価クロム化合物	mg/l	0.05以下	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下
シマジン	mg/l	0.003以下	チウラム	mg/l	0.006以下
シアン化合物	mg/l	検出されないこと	一・一・一トリクロロエタン	mg/l	1.0以下
チオベンカルブ	mg/l	0.02以下	一・一・二トリクロロエタン	mg/l	0.006以下
四塩化炭素	mg/l	0.002以下	トリクロロエチレン	mg/l	0.03以下
一・二ジクロロエタン	mg/l	0.004以下	鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下
一・一・ジクロロエチレン	mg/l	0.02以下	砒素及びその化合物	mg/l	0.01以下
シス一・二ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	ふっ素及びその化合物	mg/l	0.8以下
一・三ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下	ベンゼン	mg/l	0.01以下
ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	ほう素及びその化合物	mg/l	1.0以下
水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	ポリ塩化ビフェニル	mg/l	検出されないこと
アルキル水銀化合物	mg/l	検出されないこと	有機りん化合物	mg/l	検出されないこと

<別表第3（第18条第2項関係）>

試験項目	単位	基準値	試験項目	単位	基準値
カドミウム及びその化合物	mg/kg	150以下	鉛及びその化合物	mg/kg	150以下
六価クロム化合物	mg/kg	250以下	砒素及びその化合物	mg/kg	150以下
シアン化合物(遊離シアン)	mg/kg	50以下	ふっ素及びその化合物	mg/kg	4000以下
水銀及びその化合物	mg/kg	15以下	ほう素及びその化合物	mg/kg	4000以下
セレン及びその化合物	mg/kg	150以下			

4-2 ダイオキシン類の試験項目・基準値及び検定方法

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成14年7月22日環境省告示第46号）によります。

基準値（土壌） 1,000 pg-TEQ/g以下

※ 有害物質の試験項目、検定試験書の提出基準を変更しました。下記適用時期にご注意ください。

平成20年5月1日以降受付の工事（受付窓口で申請書の原本を受理するもの）より適用します。ただし、平成20年4月30日までに受付した工事（受付窓口で申請書の原本を受理したものは、平成19年度利用要領に基づく検定試験書提出基準で対応します。

ゲート利用システム(台貫計量)未利用車の取扱いについて

利用土量の算定は、ゲート管理システムによる台貫計算及び記録を行い、これを発生土情報システムで集計しています。

しかし、ゲートポスト(磁気カード投入口)の損傷・故障などの異状、混雑時の緩和処理やその他の理由でゲート管理システム(台貫計量)が利用できない場合は、以下のとおりケースに応じた特定重量を集計します。

【ケース1】 センター持込量・持出量の台貫計量ができない場合

(1) 発生土持込量

- ① 大型車1台当り 10トン
- ② 中型車1台当り 7.7トン
- ③ 小型車1台当り 4トン

(2) 改良土持出及び普通土持出量

- ① 大型車1台当り 10トン
- ② 中型車1台当り 7.7トン
- ③ 小型車1台当り 4トン

【ケース2】 持込・持出を1台の車両で行い、空車の車両重量の計量ができない場合

空車の車両重量は、次のとおりとします。

- ① 大型車1台当り 10トン
- ② 中型車1台当り 5.3トン
- ③ 小型車1台当り 4トン

【ケース3】 ゲートポストの誤操作により、適正ではない計量票が発行された場合

重量の特定方法に基づき、土量の修正を行います。

運搬車両による土量積込みの取扱いについて

各ヤードにおける利用土の積込み作業を、迅速かつ効率的に実施するため、原則として当該車両の積載量に対応する土量を積込むことにしています。

このため、持込車両の積載量以下の積込みをする場合は、あらかじめ入口ゲートにおいて利用土量を窓口職員へ申し出てください。

なお、出口ゲートで台貫計量したときに発行される「計量票」を必ず確認してください。

改良土持出及び普通土持出量

- ① 大型車1台当り 10トン
- ② 中型車1台当り 7.7トン
- ③ 小型車1台当り 4トン